



「接待交際費」は、法人税の計算上、年 800 万円までは費用として認められます（期末資本金の額が 1 億円以下の場合）。

「800 万円も使わないし！」という方もいらっしゃると思いますが、この法人税法上の「交際費」から除くことができる支出があります。

その代表格が、いわゆる「5,000 円基準」といわれるものと「会議費」です。

① 5,000 円基準

「飲食等のために要する費用（社内だけの飲食は除く）で、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が 5,000 円以下である費用」



ただし！以下の事項を記録している場合のみ、認められます。

- イ 年月日 □ 飲食等に参加した者の氏名又は名称及びその関係
- ハ 参加者数 ニ その飲食等の額、飲食店等の名称及び所在地
- ホ その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項



② 会議費

「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」

“ランチミーティング” などと言われますが、「会議」に関連するものであれば、それはあくまで会議費です。国税庁の資料（注 2）では



1 人当たり 5,000 円超のものであっても、その費用が通常要する費用として認められるものである限りにおいて、交際費等に該当しない。

と記載されています。

なお、具体的な要件は定められていませんが、こちらも「会議であったこと」の記録（議事録等）は備えておくべきと思われます。

（注 2）国税庁「交際費等（飲食費）に関する Q & A（平成 18 年 5 月）」

課税売上高 1,000 万円以下の方へ

令和 5 年 10 月 1 日より
消費税「インボイス制度」が始まります。

2 年前の売上高（基準期間における課税売上高）が
1,000 万円以下の場合、その年は
消費税を計算して納める義務がありません。

しかし、そのような方が発行する請求書・領収書は
相手方（売上先）で消費税を認識することが
できなくなるため、今後の取引に影響する
可能性があります。
消費税の世界に入るのか入らないのか、
選択しなければなりません。

ご不明な点は
お問い合わせください。

みやぎ税務会計事務所
からのお知らせ



「事業復活支援金」 の申請が開始されています

2021 年 11 月～2022 年 3 月の
いずれか 1 ヶ月の売上を
前年・2 年前・3 年前の同月と比較

30～50% もしくは 50% 以上減少している場合、
申請することができる支援金です。（その他 申請対象者の要件あり）

一時支援金・月次支援金の申請をされていない方は、
① ID の取得 ② 「登録確認機関」の確認
が必要となります。

② を完了しなければ、申請画面に進めません。
顧問契約をいただいている方の ② に
ついては、弊所で対応いたします。
ID の取得後、
お声がけください。